

小諸市公共交通システム「予約制相乗りタクシー試験運行」業務仕様書（案）

1. 業務の目的

小諸市コミュニティ交通協議会が策定する「地域公共交通ネットワーク計画」に基づく、市民の利便性、安全・安心を重視した公共交通システム確立のため予約制相乗りタクシーの試験運行を実施する

2. 業務名

小諸市公共交通システム「予約制相乗りタクシー試験運行」業務

3. 運営及び運行

運営は、この業務に関する全ての運営を行う。運行については、道路運送法第 4 条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可、認可、免許等の運行開始予定日までの確実な取得及び運行管理者並びに整備管理者を配置した上で運行するものとする

4. 業務委託期間

契約日から平成 28 年 3 月 31 日まで
運行開始日は、平成 27 年 10 月から

5. 業務規模

38,000,000 円（車両費を含む）

6. 業務概要

(1) 業務概要

事業主体	小諸市コミュニティ交通協議会
運営	運営受託会社
運行	運行受託会社
種別	デマンド型運行
運行形態	自由経路型ドアツードア型
試験運行開始日	平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月 31 日まで
本格運行開始日	平成 28 年 4 月 1 日
運行日	毎週月曜日から土曜日
運休日	日曜、祝祭日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
使用車両	10 人乗り車両 6 台
運賃	1 回 300 円、乗継券（無料）、回数券を発行する

(2) 運行経路（ルート）

市内を 5 地区に分けて、市街地を共通地区とした区域を運行する
1 回（片道）の所要時間を概ね 30 分とする
使用車両の小型化により、ドアツードアの運行をめざす
乗り継ぎは、全て小諸駅の乗降場所で行う

地区分け・起点・終点

区域名	起点	終点	対象行政区
中央東部・菱野	自宅	小諸駅	紺屋町・八幡町・三和・天池・松井・東雲・緑ヶ丘・六供・菱野
西小諸・大里			芝生田・井子・糠地・後平・諸・西原・滝原・両神・富士見平
北大井			原村・中村・八代・西八満・東・藤塚・石峠・柏木上・柏木下 四ッ谷・加増・荒堀・南ヶ原・乗瀬・ひばりヶ丘
南大井・三岡			市・耳取・森山・御影・平原・和田・一ツ谷・谷地原・小原 東小諸・東山・乙女・御幸町
川辺			大久保・氷・鴉久保・西浦・上ノ平・久保・大杭・宮沢 御牧ヶ原・諏訪山
共通			与良・鶴巻・赤坂・南町・荒町・相生・本町・田町・大手・古城市町・新町

(3)運行時間帯

毎週月曜日から土曜日までの運行とする

日曜、祝祭日及び年末年始(12/29～1/3)は運休とする

運行する時間帯は、9時、10時、11時、13時、14時、15時、16時台の6時間帯

行き 各地発 9:00、10:00、11:00、13:30、14:30、15:30

帰り 小諸駅発 9:30、10:30、11:30、14:00、15:00、16:00

(4)使用車両

全区域 10人乗り車両を使用する

高齢者が乗降しやすいようにする（降車ブザー、ステップ、握り棒の設置）

外観デザインは、利用者に分かりやすいように、運行区域ごとに色分けをする

また、マグネットシート等で路線名等わかりやすい表示をする

乗車人数が定員を超えた場合のサポート体制を導入する

(5)運賃（利用料金）

1回 300円とする、但し小中学生及び障がい者手帳を持っている人は100円とする

また小学生未満（未就学児）は無料とする

乗り継ぎは無料、乗り継ぎの場合は運転手から「乗継券」を受け取って別車両に乗換える
回数券を発行する

回数券の発行は、運営会社が行い、販売場所は運営会社及び車内とする

小諸すみれ号発行時の回数券は、使用できるものとする。なお、額面は同じとする

小諸すみれ号のパス券購入者は、パス券の提示により運賃を無料とする

(6)乗降場所

天候を考え、全ての乗降場所を室内（あるいは屋根がある場所）とする

新たに乗降場所を設置する場合は地元住民や関係者と協議する

乗降場所の設置場所（計 48 か所）

地区名	数	公共施設・商業施設	病院
中央東部・菱野	2	-	小諸高原病院、鈴木医院
西小諸・大里	5	マツヤ小諸インター店	市川医院、桜井クリニック、柳橋脳神経外科、耳鼻咽喉科油井医院
北大井	1	-	鳥山クリニック
南大井・三岡	14	文化センター、糠塚園、美里駅、三岡駅、ツルヤ小諸東店、ツルヤ御影店、ユーパレット小諸店、スーパー西友	うすだ医院、小岩井整形外科、小諸南城クリニック、東小諸クリニック、ひかり医院、美里診療所
川辺	1	あぐりの湯	-
共通	17	市役所、与良館、荒町館、ほんまち町屋館、JA 小諸支所、ツルヤ本店	甘利医院、佐々木医院、小諸厚生総合病院、小諸病院、佐藤外科医院、須江医院、関医院、高橋内科医院、武重医院、田村医院、矢島医院
小中学校	8	坂の上小学校、野岸小学校、水明小学校、東小学校、美南ガ丘小学校、千曲小学校、芦原中学校、小諸東中学校	

(7)予約

- 方 法 会員登録者による電話での予約
- 予約期限 午前便(9・10・11 時台)は、前日 17 時まで
午後便(13・14・15 時台)は、当日 11 時まで
柔軟な対応により本格運行に向けた予約体制を確立する
- 受付体制 時間：月～土曜日 9 時～17 時
- 受付拠点 空き店舗活用により、予約の拠点(コールセンター)を設ける
- 利用者等への対応 苦情及び要望等の対応は全て予約センターで行う

(8)会員登録

- 登録料 無料
- 登録内容 住所、行政区名、乗降場所、世帯主名、世帯主の性別、世帯主の生年月日、登録する人の氏名、性別、生年月日、電話番号(固定・携帯)
小中学生は、保護者の同意が必要とする
- 登録方法 各地での説明会、高齢者クラブや教室の集まり、糠塚園、文化センター等へ出掛け募集する
小中学生は、学校へ会員登録票を配布及び回収を依頼する
- 受付場所 運営会社、小諸市役所

(9)業務内容の報告

- 運行事業者は、利用者数、運賃収入の状況(日報・月報)を、毎月 10 日までに前月 1 か月間の実績を運営会社及び小諸市コミュニティ交通協議会へ各 1 部提出する
- 報告結果により、改善すべき箇所がある時は、運営事業者、運行事業者及び協議会が協議の上、速やかに処理するものとする。
- 運行事業者は、日々の運行内容を明確に記録する

(10) 運行内容の変更

気象状況、その他止む得ない事由により安全な運行が確保できないと見込まれる時は、運行事業者の判断により運行内容を変更することができる。この場合、運行事業者は、その変更内容を遅滞なく運営会社及び小諸市コミュニティ交通に報告する

(11) 運営及び運行に係る協議の場

運営及び運行内容について、定期的に協議の場を設け、改善方法、再発防止対策等について協議する
また、緊急・重大な事案が発生した場合は、その都度協議の場を設け、再発防止対策等について協議する

(12) 住民等への周知

住民説明用チラシの作成
会員登録用紙の作成
説明会の開催
会員登録の推進

7. 業務遂行上の留意事項

(1) 本業務に係る提案の確実な履行

受託事業者は、選定時に提案した内容を確実に履行する

(2) 地域特性の把握

受託事業者は、より安全・円滑に事業を実施できるよう運行区域や地理的特性や道路状況等を積極的に把握する

(3) 関係法令の遵守

受託事業者は、本業務の実施にあたり、道路運送法、道路交通法、その他の関係法令及び通知等を順守し、安全・円滑な運行に努める

(4) 個人情報の保護等

受託事業者は、本業務の遂行上知り得た個人情報等を本事業以外の目的に利用、漏らしてはならない。
なお、本業務が終了した後においても同様とする

(5) 貸与物品の取り扱い

協議会から借用して使用する物品については、善良なる管理者の注意義務をもって使用し、毀損・滅失等をした場合、その原因が受託事業者の故意または過失によるときは、その修理費用は受託事業者の負担とする

(6) 業務従事者への指導教育

受託事業者は、運転手や予約対応者などの本業務に従事する者に対して、事業実施上必要な指導や教育を実施し、運行に支障をきたさないよう万全を期す

(7) 書類の作成、調査への協力

運行事業者は、運行に伴う手続き及び国補助申請等のための書類を作成する
小諸市コミュニティ交通協議会等から調査依頼があった時は、それに応じるものとする

(8) 事故の防止

受託事業者は、本業務の遂行にあたって安全管理を徹底するとともに、事故を未然に防止するよう最大限努める

(9) 緊急時の措置、事故の責任及び報告

運行事業者は、事故等緊急事案発生時には、直ちに適切な措置を講じるとともに、速やかに変わりの車両を配車するとともに、運営事業者及び小諸市コミュニティ交通協議会へ報告する。この場合、「10 運行に係る協議の場」に基づき、協議の場を設ける

運行事業者は、本業務遂行上の一切の責任を負い、一般乗合旅客自動車運送約款の定めにより、これを賠償する。あわせて、運行事業者が行った措置内容等は、速やかに書面をもって運営会社及び小諸市コミュニティ交通協議会へ報告する

8 . 損害賠償

受託事業者は、本業務に実施にあたり、故意または過失により、協議会、または第三者に損害を及ぼした時は、その賠償その他一切の責任を負うものとする。ただし、受託事業者の責任に寄らないものはこの限りではない

9 . 業務再委託の禁止

受託事業者は、本業務を第三者に委託または請け負わせることができない
本業務によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡することはできない

10 . 業務の解除

正当な理由なくこの仕様書に違反した場合は、本業務を終了することができる
前項により、終了された当事者に損害が生じることがあっても、終了した当事者は、その損害について責を負わない

11 . その他

本仕様書に定めがない事項及び疑義が生じた事項は、必要に応じて運行事業者、運営事業者、小諸市コミュニティ交通協議会が協議の上、定めるものとする